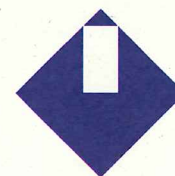




Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

公認会計士試験制度及び実務補習の概要について



日本公認会計士協会

目次

I	公認会計士について	
	◆ 公認会計士の使命及び業務	P2
	◆ 公認会計士と税務業務	P2
	◆ 公認会計士の資格	P3
	◆ 公認会計士登録までの概要	P3
II	実務補習の概要	
	◆ 実務補習とは	P4
	◆ 実務補習の方法	P4
	◆ 修了考査を受験するための要件	P5
	◆ 税に関する事項(講義の内容、考査の内容)	P6
III	修了考査の概要	
	◆ 修了考査とは	P7
	◆ 税に関する修了考査の出題方針	P7
IV	実務補習及び修了考査の運営体制	
	◆ 実務補習の運営体制	P8
	◆ 修了考査の運営体制	P9

I 公認会計士について

公認会計士の使命及び業務

- ◆ 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。
- ◆ 財務書類の監査又は証明をすることを業とするほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。

公認会計士と税務業務

- ◆ 公認会計士としての業務遂行は、税務に関する専門的理解を当然の前提としている。そのため、昭和23年の公認会計士法制定時には、当時の税務代理士法の規定により、公認会計士は税務代理士となる資格を有することとされ、その後昭和26年の税理士法制定時にも税理士となる資格を有する者として掲げられた。

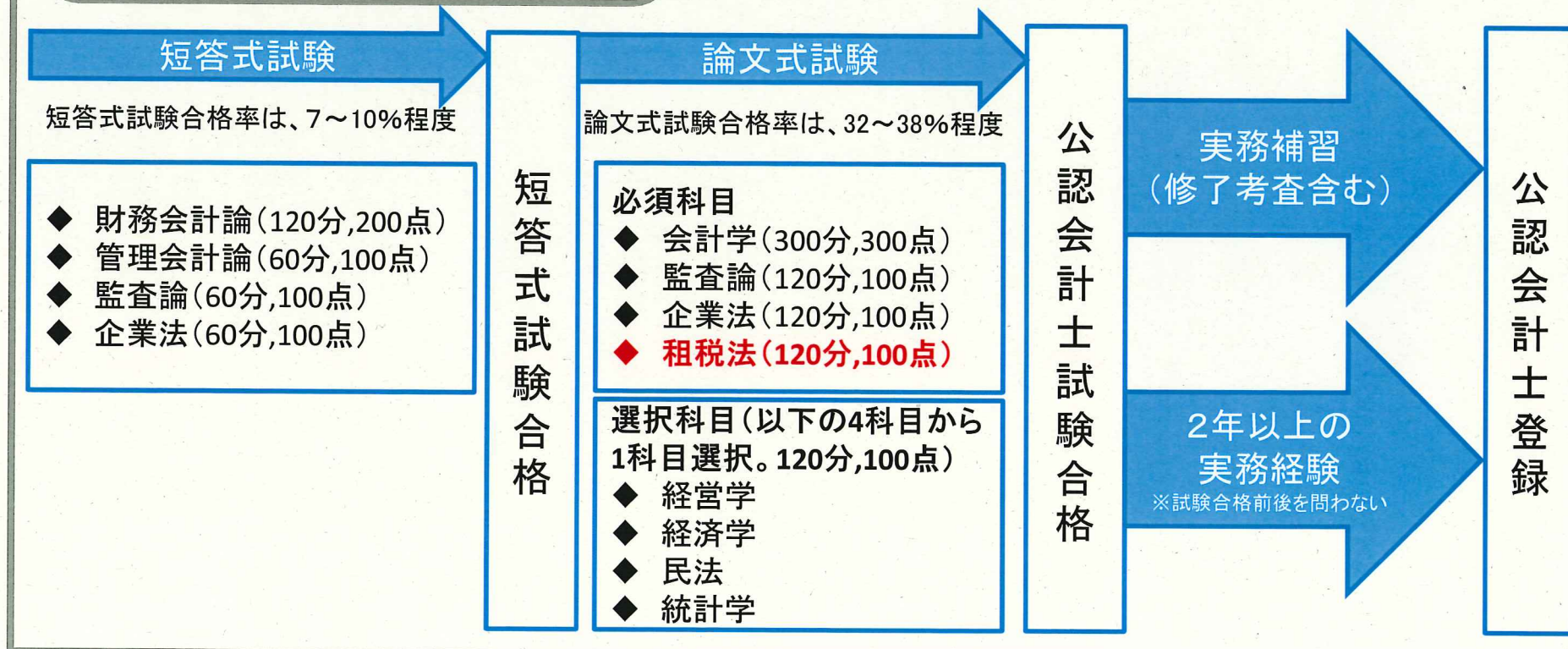
I 公認会計士について

公認会計士の資格

◆ 公認会計士の使命を全うし十分に質の高い業務の提供を担保するために、次の要件のいずれにも該当する者が公認会計士の資格を有する。

- ① 公認会計士試験に合格した者
- ② 業務補助等の期間が2年以上である者
- ③ 実務補習を修了し内閣総理大臣の確認を受けた者

公認会計士登録までの概要



II 実務補習の概要

実務補習とは

目的(公認会計士法第16条第1項)

公認会計士試験に合格した者に対し、公認会計士となるのに必要な技能を修習させること

対象(公認会計士法第16条第1項)

公認会計士試験合格者

実施主体(公認会計士法第16条第1項)

実務補習団体等(金融庁長官が認定する機関)
※ 一般財団法人会計教育研修機構が実施

補習の内容(実務補習規則第2条)

- ① 会計に関する理論及び実務
- ② 監査に関する理論及び実務
- ③ 経営に関する理論及び実務
- ④ 税に関する理論及び実務
- ⑤ コンピュータに関する理論及び実務
- ⑥ 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

実務補習の方法

- (1) 実務に関する講義・実地演習
- (2) 考査
- (3) 課題研究
- (4) 修了考査(日本公認会計士協会が実施)

※実務に関する講義・実地演習は1時間1単位を基本として計算する。

講義・実地演習
360単位以上

考査
10回
以上

修了
考査

合格

内閣総理大臣に
よる修了の
確認

公認会計士登録

課題研究 6回以上

2年以上の実務経験

Ⅱ 実務補習の概要

修了考査を受験するための要件

◆ 実務補習講義

- 講義は、3年間で270単位以上、かつ、各学年でそれぞれ定められた単位数(第1学年:180単位、第2学年:40単位、第3学年:20単位)以上の修得が必要

◆ 考査

- 3年間で10回実施される考査を全て受験し、合計60単位以上、かつ、各考査につき4単位以上の修得が必要

◆ 課題研究

- 課題研究は、3年間で6回、研究報告書を提出しなければならず、合計36単位以上、かつ、各回につき4単位以上の修得が必要

※考査、課題研究における単位の算出については、考査、研究報告書の成績が満点である場合を10単位としてその成績に応じて10単位から4単位までであり、成績が満点の40パーセント未満である場合は0単位として算出する。



これらの要件をすべて満たして、はじめて、修了考査を受験することができる。

II 実務補習の概要(税に関する事項)

講義の内容(387単位)

※2014年期(2014年11月~2015年10月)実績

監査
114単位

会計
66単位

経営・情報システム
63単位

法規・その他
51単位

特別講義
15単位

税務
78単位

税務通論	6単位
法人税の実務	42単位
所得税の実務	6単位
相続税の実務	3単位
その他の税法	15単位
国際税務	6単位

考査の内容

※2014年期(2014年11月~2015年10月)実績

考査のうち、税務科目の出題内容

法人税法
(受取配当金・有価証券)

法人税法
(組織再編税制)

所得税法概論

消費税法概論

法人税法
(固定資産・繰延資産)

法人税法
(連結納税)

資産税概論
(譲渡所得及び財産評価)

相続税法概論

法人税法
(総合演習)

地方税法概論

Ⅲ 修了考査の概要

修了考査とは

目的(実務補習規則第7条第1項)

実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかを確認すること

受験資格(実務補習規則第7条第2項)

実務補習の講義、考査及び課題研究の全ての課程を終え、かつ、それぞれ修了に必要な単位数を修得している者

実施主体(会則第147条)

日本公認会計士協会

修了考査の科目(実務補習規則第7条第4項)

- ① 会計に関する理論及び実務(3時間,300点)
- ② 監査に関する理論及び実務(3時間,300点)
- ③ 経営に関する理論及び実務(2時間,200点)
- ④ **税に関する理論及び実務(3時間,300点)**
- ⑤ 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理(1時間,100点)

※③には、コンピュータに関する理論及び実務を含む。

修了考査の合格基準(修了考査実施細則第13条)

全ての科目の得点の合計が総配点数(1200点)の60%以上、かつ、各科目において配点数の40%以上の得点を合格基準としている。

税に関する修了考査の出題方針

- ◆ 修了考査は、税目ごとの出題ではないという特性から、法人税、所得税、消費税、相続税、地方税法等複数の税法の適用を横断的に問う方針
- ◆ 財務書類の監査又は証明の業務をはじめ、公認会計士の業務の内容を考慮して、組織再編税制、連結納税、グループ法人税制等の出題を意識

IV 実務補習及び修了考査の運営体制

実務補習の運営体制

❖ 実務補習協議会

(主な役割)

- 実務補習所の運営に関する大綱の立案
- 各実務補習所の統括
- 実務補習全般の企画指導

東京、東海、近畿、九州の4つの実務補習所の所長及び各実務補習所運営委員会の正副委員長等49名で構成(東京実務補習所傘下の8支所を含む。)

❖ 実務補習所運営委員会

(主な役割)

- 実務補習科目・講師・実施方法に関する実務補習計画書の作成
- 実務補習所の運営
- 各委員は、少人数制のディスカッションなどのファシリテート

委員は全国で約260人
(いずれも実務経験のある
公認会計士)

❖ 実務補習教材検討会

(役割)

- 実務補習所で使用する補習教材の作成・見直し

東京実務補習所正副委員長含め
委員47人で構成

❖ 実務補習所講師

- 公認会計士・税理士
- 行政関係者
- 取引所関係者
- 大学教授
- 弁護士
- 企業実務家 など

IV 実務補習及び修了考査の運営体制

修了考査の運営体制

❖ 修了考査運営委員会 (役割)

- 修了考査の日時及び場所その他修了考査の実施に関する必要な事項の決定
- 出題委員の選任及び解任
- 受験者の確定、修了考査の合否判定等、修了考査に係る一切の業務を統括

以下の委員12人で構成

- 公認会計士 10人
- 外部有識者 2人

❖ 出題委員

(役割) 修了考査の問題の作成及び調整並びに採点

出題委員の定数は、修了考査の執行ごとに、1科目につき10人以内

- 公認会計士・税理士
- 大学教授・准教授
- 企業実務家(社外役員等)